

新旧対照表 呉市開発審査会提案基準第4号

改正前	改正後
<p><u>既存</u>の事業所の従業員寮等に係る開発又は建築に関する基準</p> <p>この基準は、市街化調整区域内_____に存する事業所に従事する者の住居を当該事業所の近隣に確保するための開発又は建築を、次の要件の全てに該当すれば、やむを得ないものとして容認するものである。</p> <p>1 当該事業所は、市街化調整区域内_____に所在し、かつ、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(中省略)</p> <p>5 申請に係る建築物の建築について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的事情が存すること。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>6</u> 開発又は建築の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。</p> <p>(平成12年11月23日から施行) (平成19年11月30日から改正施行)</p>	<p>_____事業所の従業員寮等に係る開発又は建築に関する基準</p> <p>この基準は、市街化調整区域内<u>又は飛地で市街化区域に編入された工業団地内</u>に存する事業所に従事する者の住居を当該事業所の近隣に確保するための開発又は建築を、次の要件の全てに該当すれば、やむを得ないものとして容認するものである。</p> <p>1 当該事業所は、市街化調整区域内<u>又は飛地で市街化区域に編入された工業団地内</u>に所在し、かつ、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(中省略)</p> <p>5 申請に係る建築物の建築について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的事情が存すること。</p> <p><u>6 市街化区域の工業団地内に所在する事業所については、当該市街化区域内に建築することが困難であると認められる合理的理由が存すること。</u></p> <p><u>7</u> 開発又は建築の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。</p> <p>(平成12年11月23日から施行) (平成19年11月30日から改正施行) <u>(令和2年10月6日から改正施行)</u></p>